

お客さま各位

北海道ガス株式会社

インボイス制度への対応について

いつも北ガスをご利用いただきありがとうございます。

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度（※）」といいます）が開始されることから、弊社の取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

■適格請求書（インボイス）として発行する書面

- | | |
|--------------------|---|
| ① 口座振替をご利用のお客さま | 「 口座振替 事前のお知らせ 」
「 口座振替済領収証 （ハガキ・封書）」 |
| ② クレジット決済をご利用のお客さま | 「 クレジット決済 事前のお知らせ 」
（注：①②は、お客さまのご依頼に基づき発行しております。） |
| ③ 上記以外のお客さま | 「 払込請求書 」 |

現在弊社が発行している「**検針票**」は適格請求書（インボイス）とはなりません。検針票に印字されている口座振替済領収証もインボイス対応ではありませんので、ご留意願います。

口座またはクレジットによるお支払いをされている法人等のお客さまで、仕入税額控除の適用を受ける必要がある場合は、下記まで「事前のお知らせ」発行をお申込みください。

すでに「口座振替 事前のお知らせ」「口座振替済領収証（ハガキ・封書）」「クレジット決済 事前のお知らせ」「払込請求書」のいずれかを受け取っているお客さまは、ご連絡は不要です。

※インボイス制度の概要

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。詳しくは、国税庁ホームページにて、ご確認をお願いいたします。